

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）の
出資及び債務保証業務の対象事業の採択等に係る基本方針（案）

<CCS 分野>

年月日

1. 基本的考え方

我が国は2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言するとともに、2021年4月には、2030年度の新たな温室効果ガス排出削減目標として、2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるとの新たな方針を示した。

これを踏まえ策定された第6次エネルギー基本計画（2021年10月）では、エネルギー政策は我が国の成長戦略に直結するとの認識の下、CCSをカーボンニュートラル社会実現の鍵となる脱炭素技術に位置づけ、その導入・拡大には、これまで石油・天然ガスの資源外交で培った中東等の資源国やアジア等の消費国とのネットワークが重要であること、我が国の石油・天然ガス開発企業には、それら脱炭素技術の供給等においても引き続きメインプレイヤーとなることが期待されるとの認識を示している。こうした認識の下、我が国は、CCS等の脱炭素技術の導入・拡大を資源・燃料政策として一体的に捉え、我が国の資源・エネルギーの安定供給に万全を期しつつ、カーボンニュートラルへの円滑な移行を実現するための包括的な政策を推進することとしている。

また、世界的な環境意識の高まりにより、資源国政府から上流開発時のCCSプロジェクトの実施が求められる事例も出てきており、近年、世界の石油・天然ガス開発企業は上流開発のみならず、再生可能エネルギーや植林、CCS等、脱炭素化に向けた様々な取組を強化している。

しかしながら、上流開発におけるCCSプロジェクトの実施には、千～数千億円規模という多大な追加コストが発生する一方で、それだけでは収益を生まない。このため、政策的支援が行われなければ、他国企業と比較して企業規模が小さい我が国企業は、事業リスクを負えずに上流開発への参画ができず、結果として我が国のエネルギー・セキュリティを損なうおそれがある。

上記背景から、令和4年にJOGMEC法等の改正法が成立し、CCS事業へのJOGMECによるリスクマネー支援が可能となった。JOGMECは、我が国のエネルギー政策と整合し、エネルギーの安定供給に資すると考えられるプロジェクトを対象に出資・債務保証による支援を行い、我が国の脱炭素化や国際競争力のあるCCS関連産業の育成等に貢献することとする。

なお、出資・債務保証業務の実施にあたっては、令和4年のJOGMEC法等改正法の国会成立時に議決された附帯決議をふまえ、支援措置の有効性及び効率性に十分に配慮するとともに、国民への適切な情報開示に努めることとする。

2. 支援対象事業

十分な経済性が確保されることを前提とした上で、エネルギー基本計画等の趣旨を踏まえつつ、以下の要件を満たす案件に対し支援を行うこととする。

- I. 貯留地の多角化や貯留権益の拡大等、我が国のカーボンニュートラル達成の観点から戦略的意義を有すること。具体的には、以下の要素を考慮し、総合的に判断することとする。
 - (1) 我が国企業によるCO₂の安定的かつ低廉な貯留に資するもの。
 - (2) オペレーター案件である等、我が国の影響力が確保されている案件であること。
 - (3) 相当規模のCO₂貯留量が期待できる案件であること。
 - (4) 事業実施国との関係強化が期待できる案件であること。
- II. 国際競争力のある我が国産業の育成の観点から戦略的意義を有すること。具体的には、以下の要素を考慮し、総合的に判断することとする。
 - (1) オペレーター経験・ノウハウを蓄積できる案件であること。
 - (2) 我が国企業の競争力強化に資する先進的技術を蓄積できる案件であること。
 - (3) サプライチェーン構築等、我が国企業の戦略的価値を高めることが十分期待できる案件であること。
 - (4) 我が国企業間の経営資源の連携・集約化に資する案件であること。
- III. その特徴や投資規模等の観点から、公的支援が不可欠であると認められる案件であること

3. 新規事業の支援方法

JOGMECは、以下の方針に則って支援を行う。

- ・ 出資・債務保証に関連する情報の収集と提供、地質構造調査、技術支援、教育研修など自らが保有する様々なツールを有機的に組み合わせ、調査段階から開発・貯留段階に至るまで我が国企業等のニーズに対応した切れ目のない実践的支援を実施する。
- ・ 業務方法書に従い、JOGMECの出資比率は対象事業費の5割、債務保証比率は保証対

象債務の5割をそれぞれ限度とする。ただし、CO2貯留等の規模が一定以上または、日本国内の大規模なCCSハブ&クラスター拠点を構成するものであり、かつ、技術的困難度が高い、我が国企業がオペレーター、または我が国企業の議決権が一定以上である、カントリーリスクが一定以上である、のいずれかに該当するプロジェクト、又は、エネルギー政策上考慮すべきプロジェクトについては、出資比率及び債務保証比率の上限を7割5分とする。

- ・ 出資比率を7割5分とする場合には、民間主導によるプロジェクト推進の原則から、民間出資分を超えるJOGMECの出資額を無議決権株式の取得に限定する。
- ・ 具体的な案件の審査及び採択にあたっては、適正な経済性評価方法と定量的な指標に基づく審査基準を策定する。また、個別案件の審査にあたっては外部専門家も活用する。
- ・ 採択後には、民間主導の原則をふまえつつ、必要に応じて外部専門家を活用して、効果的・効率的なプロジェクト管理を徹底する。特に、海外企業との共同操業案件の場合、我が国企業が、海外パートナーのスピードに合わせた意志決定を求められることが多いことに鑑み、迅速な業務の遂行を徹底する。
- ・ 我が国企業からの申請案件の受動的な審査にとどまらず、事業者のニーズを踏まえ、プロジェクトの発掘・育成・自立化への積極的な関与を行う。
- ・ 定期的に支援対象企業へのヒアリングを行い、その経営戦略や成長戦略、経営資源、財務状態を適切に把握する。当該企業から採択申請があった場合は、申請対象プロジェクトのポテンシャルとリスクの評価に加え、申請内容が当該企業の経営戦略や成長戦略における重点的取組と整合しているか、競合他社に対するコスト面等での明確な優位性を持つものか、企業の経営資源が効果的に活用される事業実施計画であるかなどについても厳格に評価を行い、その結果、優先度が高いと判断された案件を採択する。
- ・ 損失が不可避的に生じやすい構造にあるリスクマネーの性質を考慮しつつ、業務遂行に必要な資金の確保と財務内容の健全性維持を両立させる観点から、成功に至ったプロジェクトに係る株式の売却や、政府保証付き借入れの適切な活用を推進する。ポートフォリオ管理も意識して支援する。
- ・ 海外資源企業の買収・資本提携への支援にあたっては、当該企業の保有する資産の価値のみならず、当該企業の経営力、財務力や人的リソースなどを総合的に評価した上で、我が国産業の国際競争力強化や、資源・エネルギーの安定供給の観点から、当該支援の妥当性を確認する。

以上